

一般廃棄物最終処分場の基礎知識

～正しい知識で正しい判断をしていただくために～

最終処分場という言葉を知ると、悪臭やごみの飛散、排水の垂れ流しなど、悪いイメージを抱く方がいるかと思えます。中には、放射性廃棄物や生ごみそのまま運び込まれるというような、心配をされる方もいるかも知れません。

ここでは、そのような誤解に基づく風評に惑わされず、正しい判断をしていただくために、現在の技術で建設される最終処分場について解説していきます。

1. 建設を計画しているのは「一般廃棄物」最終処分場

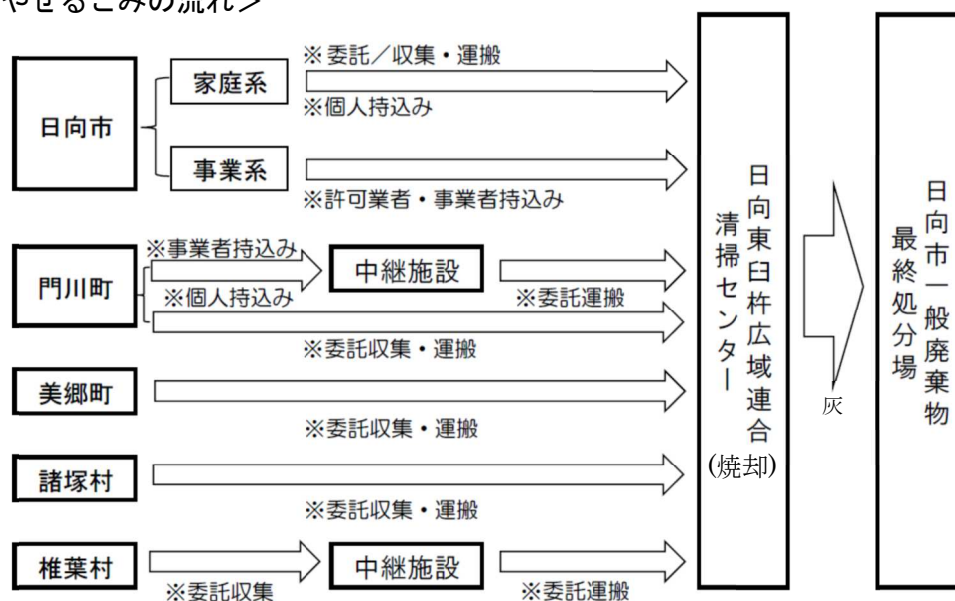
ごみには「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2種類があります。

今回、建設を計画している最終処分場に埋め立てるものは「一般廃棄物」です。具体的には、家庭等から出た「燃やせるごみ」を焼却したあとに残る「灰」や、粗大ごみなどの不燃物からリサイクルできる部分を取り除いたあとに残る「不燃系処理残渣」等が主な搬入物^{※1}になります。

事業活動に伴い生じる「産業廃棄物」は、法律上「一般廃棄物」最終処分場には持ち込みできませんので、今回計画している最終処分場に埋め立てることはありません。また、「放射性廃棄物」などを持ち込むこともありません。

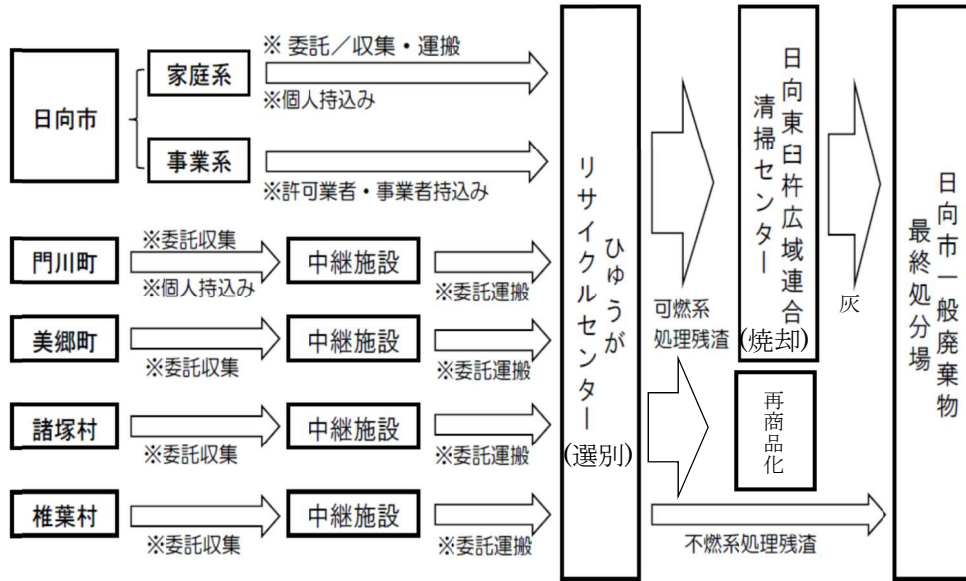
※1：詳細は4ページの「3. 埋め立てるものについて」参照

<燃やせるごみの流れ>



○清掃センター及び最終処分場は、日向市富高地区のみなさんのご理解、ご協力により建設されています。

＜燃やせないごみの流れ＞



○ひゅうがリサイクルセンターは日向市幡浦地区のみなさん、清掃センター及び最終処分場は日向市富高地区のみなさんのご理解、ご協力により建設されています。

2. 一般廃棄物最終処分場の構造について

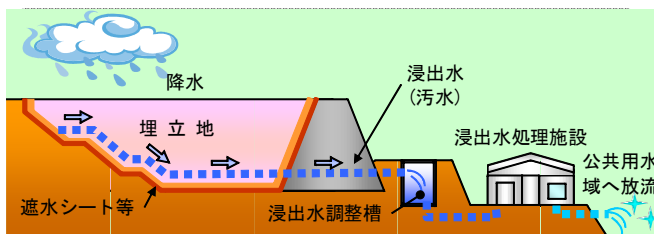
一般廃棄物最終処分場は、基本的に全て、産業廃棄物の「管理型処分場」と同程度の基準が適用されます。また、最終処分場に必要施設は「一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(総理府・厚生省令)に規定されており、^{しやしうい}遮水工^{※2}や浸出水処理施設^{※3}の設置が義務付けられます。構造は大きく分けて、埋立地が屋根で覆われていない「オープン型」と、屋根で覆われている「被覆型(クローズド型)」の2種類があります。現在利用している、日向市一般廃棄物最終処分場はオープン型です。

※2：詳細は5ページの「8. 地下への汚染防止について」参照

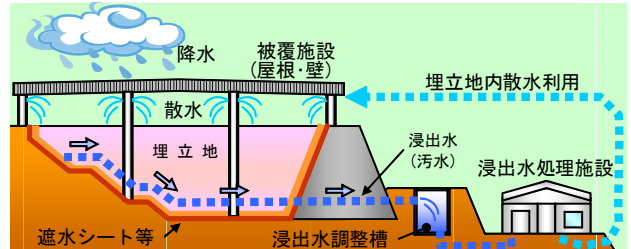
※3：詳細は5ページの「9. 雨水の処理について」参照

ア. 概要図

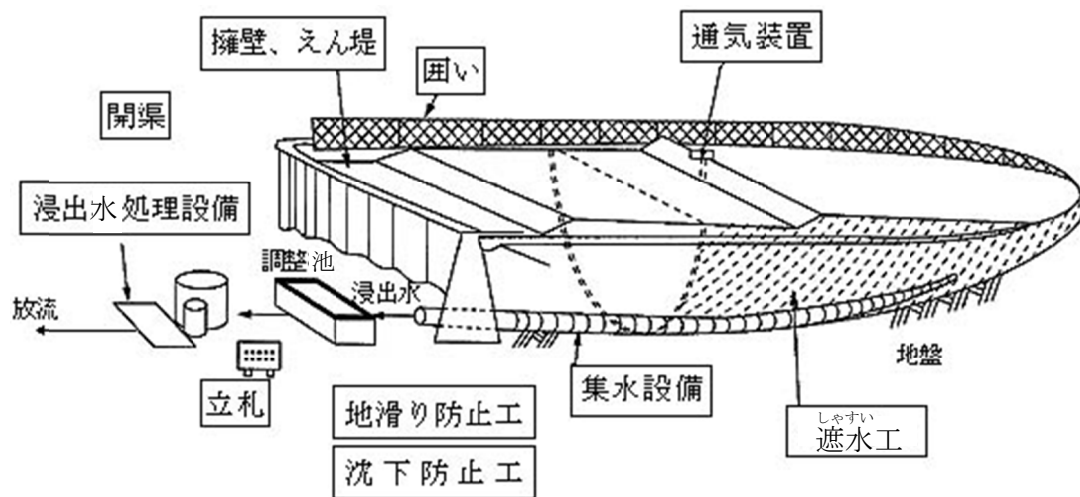
＜オープン型＞



＜被覆型(クローズド型)＞



イ. オープン型の構造



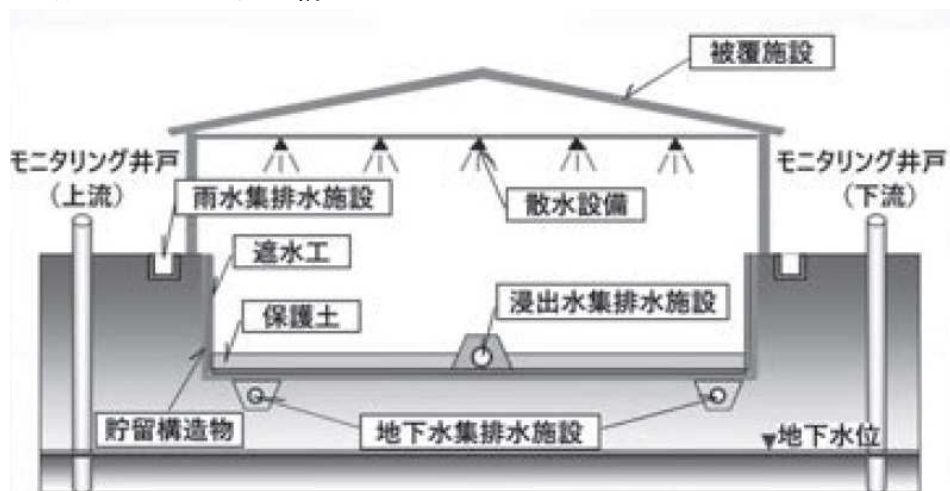
(出典：(財) 日本環境衛生センター、一部修正)

<オープン型の事例>



日向市一般廃棄物最終処分場

ウ. 被覆型（クローズド型）の構造



(出典：遠軽地区広域組合)

<被覆型（クローズド型）の事例>



都城市高崎処分場



内部（出典：環境/循環白書）

3. 埋め立てるものについて

一般廃棄物最終処分場に埋め立てるものは以下のものです。

- (1) 焼却場から出る焼却灰、飛灰
- (2) 不燃系処理残渣（陶磁器くず、ガラスくず、金属くず等）
- (3) 道路側溝清掃時に発生する土砂
- (4) 浄水場等の施設から発生する汚泥（砂）
- (5) 土砂、がれき

4. 悪臭について

主な埋立物のごみ焼却場から出る焼却灰ですので、灰自体の臭いはしますが、オープン型は埋め立て後に土で覆うことで、被覆型（クローズド型）は屋根や壁を設けることで、処分場内の臭いが周囲に漏れ出さない対策を講じます。

5. 建設するときの騒音やホコリについて

処分場を建設する際には、ダンプ運搬による騒音を減らすため、できるだけ土砂を持ち込んだり運び出さないような計画を立てます。工事車両については、低騒音型の重機の使用や作業時間を決めて行うなど周辺環境に配慮して作業を行います。また、ダンプのタイヤ洗い場など粉塵対策計画を立てます。

6. 作業中の騒音について

ダンプで運んできた焼却灰は、処分場内でショベルカー、ブルドーザー等の重機で埋め立てるため、作業中には運転音が生じますが、低騒音型の重機の使用や作業時間を決めて行うなど周辺環境に配慮して作業を行います。また、ダンプの通行頻度については、主なものとして焼却灰の場合で1日2往復程度、不燃系処理残渣の場合で週4往復程度を想定していますので、周辺に与える影響は少ないと考えています。

7. 作業中のホコリについて

焼却施設から出る焼却灰は、加湿や薬品での固形化により飛散しにくい状態にします。さらに、ダンプ運搬中はシートで覆うなど飛散防止を行います。処分場内では、埋め立て後に土で覆ったり散水することで飛散しないようにします。被覆型（クローズド型）の場合は、土で覆うことに加えて屋根・壁により飛散を防止します。

8. 地下への汚染防止について

埋立地の底には遮水シートを張り、浸出水が地下に漏れ出ることを防ぎます。処分場建設時にその土地の地質を調べ、その性質に応じて『遮水シートを二重に張る』・『ゴムシートを挟む』・『コンクリートでプール状に囲った上で遮水シートを張る』など、様々な方法の中から最善策を選択します。万一に備えて遮水シートの破損を検知するセンサーを敷設する場合があります。

9. 雨水の処理について

雨が埋立物のあいだを流れて遮水シートを伝い集まった水を「浸出水」といいます。浸出水は、安全な水質になるまで浸出水処理設備で浄化され、河川などに排水します。

被覆型（クローズド型）の場合は、建物内のスプリンクラーの散水用の水として繰り返し使用して、処分場の外へ排水することなく処理する場合があります。

10. 大雨時の対策について

台風などの大雨時には浸出水が一時的に増えます。そのままでは浸出水処理設備の能力を超えますので、そうならないよう下流への流出量を調整するための「調整池」を設けて、溢れないように設計します。

11. 埋め立てる量について

広域連合の現在の試算では、焼却灰の場合で1日当たり8tトラック2台程度、不燃系処理残渣の場合で週当たり4tトラック4台程度と見込んでいます。

処分場全体の容量は約6万立方メートルで、約15年をかけて埋め立てる計画です。

12. 埋立終了したあとについて

オープン型の場合は、最終的に表面を土で覆って平地にしますが、地下に焼却灰が埋設してあるため、杭を打つような建物等は設置できません。一般的には植樹を行ったり公園化するなどの方法が考えられます。被覆型（クローズド型）の場合は、コンクリート等で地表を覆うことで、屋根や壁を残した室内空間利用が考えられます。